

白石市企業立地奨励金制度について

工場を新設・増設し、新規雇用をしていただいた場合、奨励金を交付します。

対象となる業種



製造業に関する
工場又は研究所



情報サービス業に関する
拠点施設

指定企業者の要件

- 事業開始時の市内在住の新規常用雇用者が5人以上
(中小企業者は3人以上)
- 同一年における直接事業用の投下固定資産が3億円以上
(中小企業者は3,000万円以上)
- 事業開始時の市内在住の新規常用雇用者が10人以上
(中小企業者は5人以上)
- 同一年における直接事業用の投下固定資産が3億円以上
(中小企業者は3,000万円以上)



企業立地奨励金

投下固定資産に係る固定資産税・都市計画税に
相当する額を交付します

※土地については工場及び事務所等の建築面積に限りです

5年間交付
限度額なし



企業立地投資奨励金

投下固定資産に係る固定資産税評価額の10%を交付します(1回限り)

- ・特定区域 最大1億円
- ・その他区域 最大2,000万円

※予算額により5年度以内に分割して交付することがあります

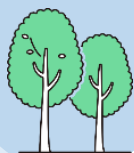


企業立地雇用促進奨励金

新たに採用した常用雇用者1人(市内在住)につき
20万円を交付します

※事業開始から3年以内に市民を雇用し、引き続き1年以上
雇用していることが条件となります

最大600万円



企業立地緑化推進奨励金

緑化に要した経費の30%を交付します(1回限り)

最大200万円

問合せ先：宮城県白石市建設部都市創造課
スマートインターチェンジ・企業立地推進室

〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8884 mail：kiritu@city.shiroishi.miyagi.jp

【ホームページ】

